

計画作成年度	令和8年度
計画主体	山形県河北町

河北町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 河北町農林振興課
所在地 山形県西村山郡河北町谷地戊81
電話番号 0237-73-2112
FAX番号 0237-72-7333
メールアドレス nouson@town.yamagata-kahoku.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ、スズメ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、イノシシ、カワウ、ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山形県河北町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハシブトガラス・ハシボソガラス	果樹	744千円、269a
ハクビシン	果樹	906千円、68a
		合計 1,650千円、337a

(2) 被害の傾向

ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ、スズメ	町内全域に広く生息しており、特に夏から秋にかけて果樹等への食害がある。
ハクビシン	町内全域に広く生息しており、特に夏から秋にかけて果樹等への食害がある。また、民家の屋根裏や空き家等に侵入している。
タヌキ	町内全域に広く生息しており、特に夏から秋にかけて野菜等への食害がある。また、空き家等に侵入している。
ツキノワグマ	中山間地等に出没し、果樹等への食害がある。また、農作物被害のみならず人的被害の発生も懸念される。
イノシシ	中山間地等に出没し、年間を通して、農作物の被害のみならず、畦畔や農道にも被害が拡大している。
ニホンジカ	現在、町内での被害等は確認されていないが、近隣市町村で目撃件数が増加しており、今後町内においても被害の発生が懸念される。

カワウ	寒河江川及び最上川流域でアユへの被害が発生している。
-----	----------------------------

(3) 被害の軽減目標

指標 (対象鳥獣)	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和10年度)	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
ハシブトガラス ハシボソガラス	269	744	242	669
ムクドリ	-	-	-	-
スズメ	-	-	-	-
ハクビシン	68	906	61	815
タヌキ	-	-	8	81
ツキノワグマ	-	-	16	1,215
イノシシ	-	-	48	1,700
ニホンジカ	-	-	-	-
カワウ	-	-	-	-
合計	337	1,650	375	4,480

※現状値の概ね90%を目標値とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	河北町鳥獣被害対策実施隊を中心に鳥獣保護管理法に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施。銃器や箱わなによる駆除を行い、埋設等の処理を行う。	主に鳥類による被害に対し、果樹振興協議会等の依頼や予察等に基づき、河北町鳥獣被害対策実施隊が中心となり実施してきたが、鳥類以外(ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ等)による被害も目立ってきており、実施体制の強化が求められている。
防護柵の設置等に関する取組	個人毎に、電気柵を設置し対応している。	集落ごと、地域ごとの集団的防除が必要とされるが、集落や地域住民との合意形成を図ることが難

する取組		しい。
生息環境管理その他 の取組	誘引要因（取り残しの果物、廃棄された農作物や収穫後の残渣、家庭の生ゴミ放置等）の除去等について、啓発を行っている。	耕作放棄地等の所有者に環境改善の依頼を行っているが、改善実施に至らない箇所があり、実施体制の強化が求められている。 また、河川管理者への働きかけが求められている。

(5) 今後の取組方針

これまでは、有害鳥獣捕獲事業（銃器駆除）により対応してきたが、ハクビシンやタヌキによる被害の発生、ツキノワグマの出没やイノシシによる被害の拡大により、従来よりも効果的に対策を実施するための体制づくりが急務となっている。

これらのことから、今後は、関係各機関による緊密な連絡・連携体制を構築して被害発生状況等の情報収集を図るとともに、過去の被害状況に応じた追払い等の対応や対策等についての情報を共有することで啓発普及を行うなど、地域全体による被害防止のための体制整備を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

河北町（河北町鳥獣被害防止対策協議会）、各団体などからの依頼及び予察等に基づき、河北町鳥獣被害対策実施隊が中心となり山形県猟友会西村山支部河北分会と連携し対象鳥獣の捕獲を実施。

対象鳥獣の捕獲などを考慮する上で、鳥獣被害対策実施隊員がツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの大型獣を捕獲する場合には、ライフル銃の所持が必要である。

【対象鳥獣捕獲員について】鳥獣被害対策実施隊員のうち、網猟免許又はわな猟免許所持者、もしくは第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の所持者であって、過去3年に連続して狩猟登録を行っている者を定める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ スズメ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ	山形県猟友会西村山支部河北分会が実施する有害鳥獣捕獲に対し、謝礼（町単独）などの支援を行う。 新規捕獲従事者の確保・育成を図るために有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許等を新たに取得した者に対し、補助金などの支援を行う。 対象鳥獣による被害状況に応じ、効果的な捕獲機材の導入を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ、スズメ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、カワウは、これまでの被害状況を鑑みた捕獲計画数とし、イノシシは、近隣市町での被害が急増している状況から、近隣市町における有害鳥獣捕獲による捕獲数等を鑑みた捕獲計画数とする。 ツキノワグマは、被害状況に応じて、山形県ツキノワグマ管理計画に基づき捕獲を行う

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ハシブトガラス ハシボソガラス	100	100	100
ムクドリ	100	100	100
スズメ	100	100	100
ハクビシン	20	25	30
タヌキ	30	30	30
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	同左	同左
イノシシ	30	40	50
ニホンジカ	2	2	2
カワウ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>捕獲は4月から11月を主に、農作物被害の多い山沿い川沿いを中心に銃器及びわな等により行う。ただし、被害等の状況に応じ、河北町鳥獣被害対策実施隊を中心に山形県猟友会西村山支部河北分会や県鳥獣保護管理員等と連携し、効果的な捕獲方法等を検討し実施する。</p> <p>また、作業中の事故や錯誤捕獲などのないよう十分に注意し、もしそれらが発生した場合には、速やかに関係機関等に連絡し対応する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ツキノワグマ、イノシシの捕獲時において、ライフル銃を使用している。ライフル銃を使用することにより、遠距離からの捕獲が可能で、捕獲者の安全性が確保される。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
山形県河北町	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、カワウ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ハクビシン タヌキ ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	電気柵設置（県事業）1,500m	電気柵設置（県事業）1,500m	電気柵設置（県事業）1,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ スズメ ハクビシン タヌキ	<p>被害等の状況に応じ、河北町鳥獣被害対策実施隊による追払いを実施する。</p> <p>電気柵設置、維持管理研修会の開催</p>		

ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	
-------------------------	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

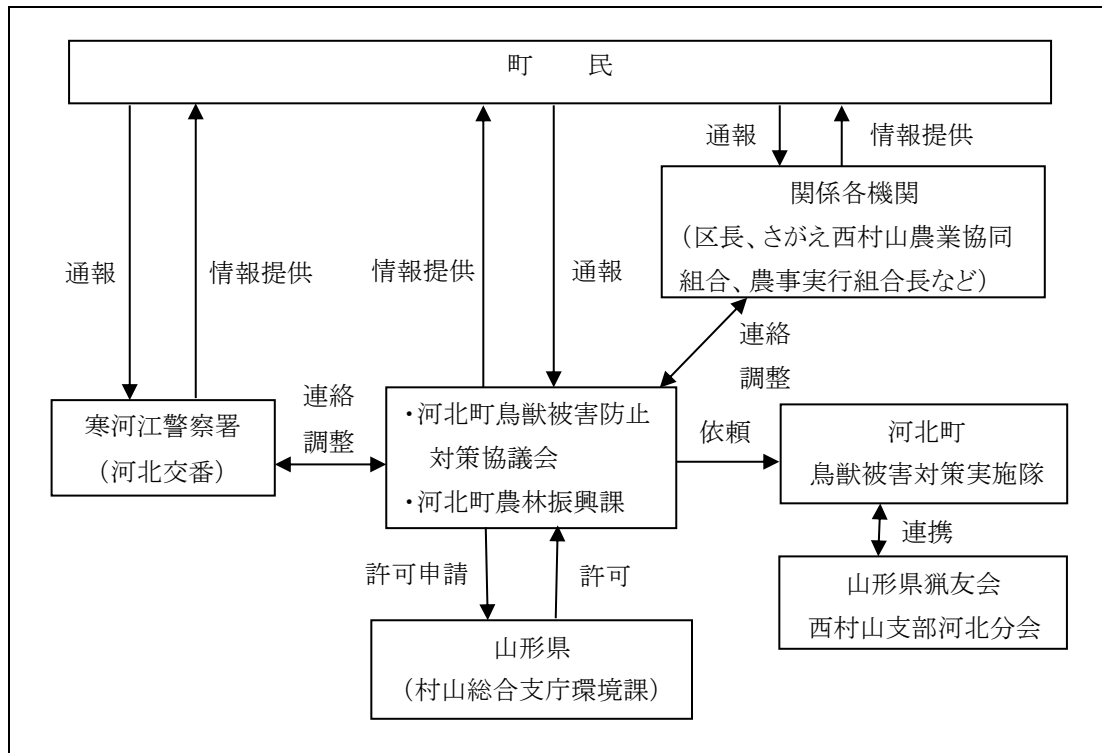
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ スズメ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報の集約により、適切な捕獲の実施や捕獲の効率化を図る。 ・誘引要因（取り残しの果物、廃棄された農作物や収穫後の残渣、家庭の生ゴミ放置等）の除去等について、啓発を行う。 ・ハクビシン、タヌキ等、鳥獣に関する正しい情報の提供に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
河北町農林振興課	(緊急時) 有害鳥獣捕獲申請許可、住民の安否確認、周辺住民への注意喚起 (平常時) 鳥獣の捕獲、各組織との連絡調整に関すること
河北町 鳥獣被害対策実施隊	(緊急時) 追払い、箱わなによる捕獲等の助言や実施、警察官職務執行法に基づく銃器使用による捕獲等 (平常時) 鳥獣の捕獲に関すること
山形県猟友会西村山支部河北分会	(緊急時) 追払い、箱わなによる捕獲等の助言や実施、警察官職務執行法に基づく銃器使用による捕獲等 (平常時) 鳥獣の捕獲に関すること
村山総合支庁環境課	(緊急時) 関係機関との連携、支援等 (平常時) 適正な捕獲指導に関すること
寒河江警察署（河北交番）	(緊急時) 避難誘導、交通規制、住民の安否確認、周辺住民の注意喚起等 (平常時) 被害状況の情報提供、警察官職務執行法に基づく銃器使用の助言及び命令

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却や埋設等により適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ツキノワグマ、イノシシについては自家消費により活用する。
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	河北町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
河北町区長会	有害鳥獣関連情報の提供、周知活動
河北町農事実行組合連絡協議会	有害鳥獣関連情報の提供、周知活動
山形県寒河江警察署河北交番	有害鳥獣関連情報の提供、周知活動
山形県猟友会 西村山支部河北分会	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動
さがえ西村山農業協同組合	被害対策の連携・調整、有害鳥獣関連情報提供
河北町農林振興課	事務局を担当、協議会に関する連絡調整、被害対策の連携・調整、町民への周知活動

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成30年4月1日に設置。山形県猟友会西村山支部河北分会より推薦された隊員等で組織し、対象鳥獣の捕獲及び追払いを行う。</p> <p>隊員数14名（令和8年1月現在）</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。